

令和 8 年 6 月 1 日

地方厚生（支）局医療課長	}	殿
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）長		

厚生労働省保険局医療課長

（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の
留意事項等について（通知）」の一部改正について

「「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について」（令和 8 年 6 月 1 日付け保発0601第 4 号）が通知されたことに伴い、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成 9 年 4 月 17 日付け保険発第 57 号厚生省保険局医療課長通知）の一部を別紙のとおり改正し、令和 8 年 7 月 1 日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

なお、改正後の第 2 の 1 及び第 4 の 3 に係る取扱いについては、令和 8 年 7 月 1 日以降に負傷の治癒又は施術の中止があった場合について適用する。

○「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」(平成9年4月17日付け保険発第57号)

(傍線部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
別紙 柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項	別紙 柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項
第1 通則 1～12 (略)	第1 通則 1～12 (略)
13 <u>自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)は支給対象としな</u> <u>いこと。</u>	(新設)
14 <u>自家施術(柔道整復師による家族、関連施術所の開設者及び従業員</u> <u>に対する施術)は支給対象としないこと。</u>	(新設)
第2 初検料及び初検時相談支援料	第2 初検料及び初検時相談支援料
1 <u>患者の負傷が治癒し、又は患者が任意に施術を中止した日の翌日か</u> <u>ら起算して3月内に同一の施術所において施術(当初とは異なる負傷</u> <u>又は部位に対するものを含む。)を行った場合の初検料は算定できな</u> <u>いこと。</u> <u>また、5により初検料のみ算定した後、3月内に同一の施術所にお</u> <u>いて施術を行った場合の初検料も算定できないこと。</u> <u>なお、この場合において、3月の期間の計算は、例えば、2月10</u> <u>日～5月9日、7月1日～9月30日、9月15日～12月14日等と計</u> <u>算する。</u>	1 <u>患者の負傷が治癒した後、同一月内に新たに発生した負傷に対し施</u> <u>術を行った場合の初検料は算定できること。</u>
2・3 (略) (削る)	2・3 (略)
4 (略)	4 <u>患者が任意に施術を中止し、1月以上経過した後、再び同一の施術</u> <u>所において施術を受けた場合には、その施術が同一負傷に対するもの</u> <u>であっても、当該施術は初検として取り扱うこと。</u> <u>なお、この場合の1月の期間の計算は暦月によること。すなわち、</u> <u>2月10日～3月9日、7月1日～7月31日、9月15日～10月14日</u> <u>等であること。</u>
5 患者が異和を訴え施術を求めた場合で、初検の結果何ら負傷と認む べき徴候のない場合は、初検料のみ算定できること。 <u>ただし、この場合に当該初検料以外の療養費(はり師、きゅう師及</u>	5 (略)
	6 患者が異和を訴え施術を求めた場合で、初検の結果何ら負傷と認む べき徴候のない場合は、初検料のみ算定できること。

びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費を含む）は算定できないこと。また、療養費の支給対象外の施術に係る費用を患者に請求することもできないこと。

また、1により初検料が算定できない場合には、本規定による初検料も算定できず、本規定により初検料のみを算定した後、3月内に同一の施術所において同様に初検料のみを算定することもできないこと。

6～8 （略）

第3 （略）

第4 再検料

1 再検料は、初検料を算定する初検の日後初回及び2回目の後療の日のみ算定できるものであり、3回目以降の後療においては算定できないこと。

2 医師から後療を依頼された患者、既に保険医療機関での受診又は他の施術所での施術を受けた患者及び受傷後日数を経過して受療する患者の場合は、初検料を算定した初検の日後初回及び2回目の後療の日に算定できること。

3 第2の1に基づき初検料が算定できなかった場合において、負傷の治癒又は施術の中止の日の翌日から起算して1月を経過した日以降の施術については、連続する2回まで再検料が算定できること。

なお、この場合において、1月の期間の計算は、例えば、2月10日～3月9日、7月1日～7月31日、9月15日～10月14日等と計算する。

また、第2の6及び7の規定については、初回の再検について適用できるものとするが、施術時間及び時間外等に施術を行うに至った経緯を支給申請書の「摘要」欄に記載すること。

第5 その他の施術料

1・2 （略）

3 打撲・捻挫の部

(1) 打撲・捻挫の施術が初検の日（第2の1により初検料が算定できない場合の初回の施術日を含む。）から3月を超えて継続する場合は、負傷部位、症状及び施術の継続が必要な理由を明らかにした別紙様式1による長期施術継続理由書を支給申請書に添付すること。

7～9 （略）

第3 （略）

第4 再検料

1 再検料は、初検料を算定する初検の日後最初の後療の日のみ算定できるものであり、2回目以降の後療においては算定できないこと。

2 医師から後療を依頼された患者、既に保険医療機関での受診又は他の施術所での施術を受けた患者及び受傷後日数を経過して受療する患者の場合は、初検料を算定した初検の日後最初の後療の日に算定できること。

（新設）

第5 その他の施術料

1・2 （略）

3 打撲・捻挫の部

(1) 打撲・捻挫の施術が初検の日から3月を超えて継続する場合は、負傷部位、症状及び施術の継続が必要な理由を明らかにした別紙様式1による長期施術継続理由書を支給申請書に添付すること。ただし、施術が3月を超えて継続する場合について、1月間の施術回数

ただし、施術が3月を超えて継続する場合について、1月間の施術回数の頻度が高い場合は、長期施術継続理由書に、負傷部位ごとに、症状及び3月を超えて頻度の高い施術が必要な理由を記載すること。

なお、同様式を支給申請書の裏面に印刷及びスタンプ等により調製し、又は、「摘要」欄に上記の理由等を記載して差し支えないこと。

(2)～(6) (略)

4 その他の事項

(1) (略)

(2) 電法料

ア 骨折又は不全骨折の受傷の日から起算して8日以上を経過した場合であっても、整復又は固定を行った初検の日（第2の1により初検料が算定できない場合の初回の施術日を含む。以下、この項において同じ。）は、温電法料の加算は算定できないこと。また、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の受傷の日より起算して6日以上を経過して整復又は施療を行った初検の日についても算定できないこと。

ただし、初検の日より後療のみを行う場合は算定して差し支えないこと。

イ (略)

(3) 施術部位が2部位以上の場合の算定方法

ア 2部位目の多部位通減は捻挫及び打撲、3部位目の多部位通減は、骨折、不全骨折、脱臼、捻挫及び打撲の全てのものが対象となること。

イ 2部位目及び3部位目の施術部位については、所定料金に通減率を乗じた額を算定し、4部位目以降の施術に係る後療料、温電法料、冷電法料及び電療料については、3部位目までの料金に含まれること。

なお、多部位の負傷の施術中、特定の部位に係る負傷が先に治癒し、施術部位数が減少した場合は、減少後の施術部位数に応じた通減率を乗じた額を算定するものであること。

ウ 通減率に変更されるのは他の部位が治癒したことによる場合のみであり、2部位以上の施術期間中、その日に1部位のみについて施術するような場合については通減率は変更されないこと。

エ・オ (略)

(4) 長期・頻回の施術の場合の算定方法

の頻度が高い場合は、長期施術継続理由書に、負傷部位ごとに、症状及び3月を超えて頻度の高い施術が必要な理由を記載すること。

なお、同様式を支給申請書の裏面に印刷及びスタンプ等により調製し、又は、「摘要」欄に上記の理由等を記載して差し支えないこと。

(2)～(6) (略)

4 その他の事項

(1) (略)

(2) 電法料

ア 骨折又は不全骨折の受傷の日から起算して8日以上を経過した場合であっても、整復又は固定を行った初検の日、温電法料の加算は算定できないこと。また、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の受傷の日より起算して6日以上を経過して整復又は施療を行った初検の日についても算定できないこと。

ただし、初検の日より後療のみを行う場合は算定して差し支えないこと。

イ (略)

(3) 施術部位が3部位以上の場合の算定方法

ア 多部位通減は、骨折、不全骨折、脱臼、捻挫及び打撲の全てのものが対象となること。

イ 3部位目の施術部位については、所定料金に通減率を乗じた額を算定し、4部位目以降の施術に係る後療料、温電法料、冷電法料及び電療料については、3部位目までの料金に含まれること。

なお、多部位の負傷の施術中、特定の部位に係る負傷が先に治癒し、施術部位数が減少した場合は、減少後の施術部位数に応じた通減率を乗じた額を算定するものであること。

ウ 通減率に変更されるのは他の部位が治癒したことによる場合のみであり、3部位以上の施術期間中、その日に2部位のみについて施術するような場合については通減率は変更されないこと。

エ・オ (略)

(4) 長期・頻回の施術の場合の算定方法

ア 長期に係る減額措置及び長期・頻回に係る減額措置については、各部位ごとにその初検日（第2の1により初検料が算定できない場合の初回の施術日を含む。）を含む月から起算するものとする。

イ～カ (略)

(5)～(7) (略)

(8) 施術情報提供料

ア 施術情報提供料は、骨折、不全骨折又は脱臼に係る柔道整復師の応急施術を受けた患者について、保険医療機関での診察が必要と認められる場合において、当該患者が、柔道整復師の紹介に基づき、実際に保険医療機関に受診した場合に、紹介状の年月日が初検日（第2の1により初検料が算定できない場合の初回の施術日を含む。）と同一日である場合に限り算定できるものであること。

イ～キ (略)

(9) 明細書発行加算

ア 明細書発行加算は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を有償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所以外の施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で患者に交付した場合に、令和6年10月1日以降の施術分から、算定できるものであること。

イ 明細書発行加算は、明細書を交付するたびに算定できること。なお、患者の求めに応じて明細書を1ヶ月単位で交付する場合は、一部負担金の支払いを受けた当該月又は翌月に明細書を交付することになるが、ある月に複数月分の明細書を1ヶ月単位で交付した場合であっても、明細書発行加算は同月内においては1回のみ算定に限ること。

ウ 「柔道整復師の施術に係る療養費について（平成22年5月24日付け保発0524第2号）」別添1別紙の20又は別添2の20において明細書の無償交付が義務化されている施術所以外の施術所（以下「明細書交付義務化対象外施術所」という。）であって、明細書を有償で交付する施術所は、速やかに、レセプトコンピュータ設置の有無及び当該レセプトコンピュータの明細書交付機能の有無並びに明細書を有償で交付する施術所である旨等について、

ア 長期に係る減額措置及び長期・頻回に係る減額措置については、各部位ごとにその初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては当該月の翌月）から起算するものとする。

イ～カ (略)

(5)～(7) (略)

(8) 施術情報提供料

ア 施術情報提供料は、骨折、不全骨折又は脱臼に係る柔道整復師の応急施術を受けた患者について、保険医療機関での診察が必要と認められる場合において、当該患者が、柔道整復師の紹介に基づき、実際に保険医療機関に受診した場合に、紹介状の年月日が初検日と同一日である場合に限り算定できるものであること。

イ～キ (略)

(9) 明細書発行体制加算

ア 明細書発行体制加算は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を有償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所以外の施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で患者に交付した場合に、令和6年10月1日以降の施術分から、算定できるものであること。

イ 明細書発行体制加算は、同月内においては1回のみ算定できること。なお、患者の求めに応じて明細書を1ヶ月単位で交付する場合は、一部負担金の支払いを受けた当該月又は翌月に明細書を交付することになるが、ある月に複数月分の明細書を1ヶ月単位で交付した場合であっても、明細書発行体制加算は同月内においては1回のみ算定に限ること。

ウ 「柔道整復師の施術に係る療養費について（平成22年5月24日付け保発0524第2号）」別添1別紙の20又は別添2の20において明細書の無償交付が義務化されている施術所以外の施術所（以下「明細書交付義務化対象外施術所」という。）であって、明細書を有償で交付する施術所は、速やかに、レセプトコンピュータ設置の有無及び当該レセプトコンピュータの明細書交付機能の有無並びに明細書を有償で交付する施術所である旨等について、

別紙様式３の１Ⅱ（明細書有償交付の実施に関する届出）により 施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出ること。 なお、当該届出を行った明細書交付義務化対象外施術所が、患者 から一部負担金の支払いを受けるときに明細書の無償交付を開始 するときは、<u>明細書発行加算</u>を算定する月の前月末日までに、そ の旨を別紙様式３の１Ⅲ（明細書無償交付の実施（変更）等）に 関する届出）により施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け 出ること。 エ （略） 第６～第８ （略） 別紙様式１・２ （略） 別添 施術録の記載・整備事項 １ 施術録の記載項目 （１） 受給資格の確認 ア 保険等の種類 ①健康保険（協・組・日） ②船員保険 ③共済組合 ④後期高齢 ⑤その他 イ～オ （略） （２）～（９） （略） （１０） 施術明細 ① （略） ② 再検料、往療料、後療料、電法料、電療料、<u>明細書発行加算</u>、包帯 交換、その他 ③～⑤ （略） （１１）・（１２） （略） ２ （略）	別紙様式３の１Ⅱ（明細書有償交付の実施に関する届出）により 施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出ること。 なお、当該届出を行った明細書交付義務化対象外施術所が、患 者から一部負担金の支払いを受けるときに明細書の無償交付を開 始するときは、<u>明細書発行体制加算</u>を算定する月の前月末日まで に、その旨を別紙様式３の１Ⅲ（明細書無償交付の実施（変更） 等）に関する届出）により施術所の所在地の地方厚生（支）局長に 届け出ること。 エ （略） 第６～第８ （略） 別紙様式１・２ （略） 別添 施術録の記載・整備事項 １ 施術録の記載項目 （１） 受給資格の確認 ア 保険等の種類 ①健康保険（協・組・日） ②船員保険 ③<u>国民健康保険</u> <u>（退）</u> ④共済組合 ⑤後期高齢 ⑥その他 イ～オ （略） （２）～（９） （略） （１０） 施術明細 ① （略） ② 再検料、往療料、後療料、電法料、電療料、<u>明細書発行体制加算</u>、 包帯交換、その他 ③～⑤ （略） （１１）・（１２） （略） ２ （略）
---	---

(様式参考例)

(様式参考例)

施 術 録

(表 面)

健康保険(協・組・日)・船員保険
国民健康・共済組合・後期高齢
自衛官等・公費負担・自 費

一部負担割合			
0割	1割	2割	3割

市町村番号									
受給者番号									
公費負担者番号									
公費負担受給者番号									

被 保 険 者 資 格 等	記 号		施 術 受 給 者 番 号	氏 名	男 女	続 柄
	番 号			生年月日	年 月 日	
	氏 名	男 女		事 業 所	所 在 地	
	生年月日	年 月 日		名 称		
	有効期限	年 月 日		所 在 地		
	住 所	T TEL		保 険 者 番 号		
資格取得年月日	年 月 日					

負 傷 名	負傷年月日	初検年月日	施療終了年月日	日数	施療回数	転 帰
	年 月 日	年 月 日	年 月 日			治癒・中止・転医
	年 月 日	年 月 日	年 月 日			治癒・中止・転医
	年 月 日	年 月 日	年 月 日			治癒・中止・転医
	年 月 日	年 月 日	年 月 日			治癒・中止・転医
	年 月 日	年 月 日	年 月 日			治癒・中止・転医

負 傷 原 因 程 度 経 過 等 施 術 の 種 類 そ の 他	負傷の日時		受 傷 部 位 (図 解)
	負傷の場所		
	負傷時の状況		
	初検時の所見		
	初検時相談支援の内容		
	① 日常生活動作上での励行事項や禁止事項(入浴、歩行、就労制限、運動制限等)		
② 患部の状態や選択される施術方法などの詳細な説明(施術計画等)			
③ 受領委任の取扱いについての説明			
同意医師氏名			
同意年月日			

負 傷 名	労 務 不 能 に 関 す る 意 見		摘 要
	意見書に記入した労務不能期間	意見書交付	
	自 年 月 日	年 月 日	
	至 年 月 日 日間	年 月 日	

この施術録は施術完了の日から5年間保管のこと

(様式参考例)

(様式参考例)

施 術 録

(表 面)

健康保険(協・組・日)・船員保険
国民健康・退 職 者・共済組合
後期高齢・自衛官等・公費負担
自 費

一部負担割合			
0割	1割	2割	3割

市町村番号									
受給者番号									
公費負担者番号									
公費負担受給者番号									

被 保 険 者 資 格 等	記 号		施 術 受 給 者 番 号	氏 名	男 女	続 柄
	番 号			生年月日	年 月 日	
	氏 名	男 女		事 業 所	所 在 地	
	生年月日	年 月 日		名 称		
	有効期限	年 月 日		所 在 地		
	住 所	T TEL		保 険 者 番 号		
資格取得年月日	年 月 日					

負 傷 名	負傷年月日	初検年月日	施療終了年月日	日数	施療回数	転 帰
	年 月 日	年 月 日	年 月 日			治癒・中止・転医
	年 月 日	年 月 日	年 月 日			治癒・中止・転医
	年 月 日	年 月 日	年 月 日			治癒・中止・転医
	年 月 日	年 月 日	年 月 日			治癒・中止・転医
	年 月 日	年 月 日	年 月 日			治癒・中止・転医

負 傷 原 因 程 度 経 過 等 施 術 の 種 類 そ の 他	負傷の日時		受 傷 部 位 (図 解)
	負傷の場所		
	負傷時の状況		
	初検時の所見		
	初検時相談支援の内容		
	① 日常生活動作上での励行事項や禁止事項(入浴、歩行、就労制限、運動制限等)		
② 患部の状態や選択される施術方法などの詳細な説明(施術計画等)			
③ 受領委任の取扱いについての説明			
同意医師氏名			
同意年月日			

負 傷 名	労 務 不 能 に 関 す る 意 見		摘 要
	意見書に記入した労務不能期間	意見書交付	
	自 年 月 日	年 月 日	
	至 年 月 日 日間	年 月 日	

この施術録は施術完了の日から5年間保管のこと

(裏面)

月/日	初検料 時間外 休日 深夜 臨時診察 再検料 往復料	整復料 固定料 施療料 金属削子等 未造整復 運動後療料	後療料	冷電法料 温電法料	電療料	明細書 発行加算	一部 負担金	整復・施療等の施術経過所見			
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
①	合計 月回数	合計 回	合計 金額	円	千 百 十 円	円	請求 期間	自 年 月 日 頃 至 年 月 日 頃	請求 金額	円	
②	合計 月回数	合計 回	合計 金額	円	千 百 十 円	円	請求 期間	自 年 月 日 頃 至 年 月 日 頃	請求 金額	円	
③	合計 月回数	合計 回	合計 金額	円	千 百 十 円	円	請求 期間	自 年 月 日 頃 至 年 月 日 頃	請求 金額	円	
請求 年 月 日 ①				年 月 日	② 年 月 日				③ 年 月 日		
領収 年 月 日 ①				年 月 日	② 年 月 日				③ 年 月 日		

(裏面)

月/日	初検料 時間外 休日 深夜 臨時診察 再検料 往復料	整復料 固定料 施療料 金属削子等 未造整復 運動後療料	後療料	冷電法料 温電法料	電療料	明細書発行 体制加算	一部 負担金	整復・施療等の施術経過所見			
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
/											
①	合計 月回数	合計 回	合計 金額	円	千 百 十 円	円	請求 期間	自 年 月 日 頃 至 年 月 日 頃	請求 金額	円	
②	合計 月回数	合計 回	合計 金額	円	千 百 十 円	円	請求 期間	自 年 月 日 頃 至 年 月 日 頃	請求 金額	円	
③	合計 月回数	合計 回	合計 金額	円	千 百 十 円	円	請求 期間	自 年 月 日 頃 至 年 月 日 頃	請求 金額	円	
請求 年 月 日 ①				年 月 日	② 年 月 日				③ 年 月 日		
領収 年 月 日 ①				年 月 日	② 年 月 日				③ 年 月 日		

